

受付番号： 2020-1-1163

課題名：全肺洗浄術における体位の違いによる安全性の検討

1. 研究の対象

2000年1月1日以降に新潟大学医歯学総合病院、さいたま赤十字病院、北海道大学病院、東北大学病院、福島県立医科大学付属病院、自治医科大学付属病院、獨協医科大学埼玉医療センター、金沢大学付属病院、神戸市立医療センター中央市民病院、熊本大学病院で自己免疫性肺胞蛋白症のため全肺洗浄術を受けた患者様。

2. 研究期間

2021年3月（倫理委員会承認後）～2024年3月

3. 研究目的

自己免疫性肺胞蛋白症の治療法の一つである全肺洗浄術は、術中の体位により低酸素血症の程度が異なることが経験的に知られているが、どの体位で洗浄を行うことがより安全で効果的かについては、エビデンスがない。今回、洗浄したときの体位の違いによる患者様の低酸素の状態を調査し、どのような条件で洗浄したら、安全に洗浄できるかを検討する。

4. 研究方法

全肺洗浄を受けた患者様の診療録の情報を収集して、洗浄したときの体位の違いによる患者様の低酸素の状態を調査し、どのような条件で洗浄したら、安全に洗浄できるかを検討する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

全肺洗浄を受けた患者様の電子カルテや全肺洗浄術中記録

6. 外部への試料・情報の提供

当院の診療録より得た匿名化した情報（当院で対応表を鍵のかかる棚に保持）を電子媒体で取得し、電子的配信を用いて、本研究の研究責任者である新潟大学医歯学総合病院高度医療開発センター先進医療開拓部門特任教授中田光に提供する。

7. 研究組織

【研究責任者】

所属 新潟大学大学院医歯学総合病院 職名 特任教授 氏名 中田 光

【研究分担者】

所属 さいたま赤十字病院呼吸器内科 職名 副部長 氏名 赤坂 圭一

所属 医歯学総合病院臨床研究推進センター 職名 特任教授 氏名 北村 信隆

所属 医歯学総合病院高度医療開発センター 職名 特任助教 氏名 島 賢治郎

所属 さいたま赤十字病院呼吸器内科 職名 部長 氏名 松島 秀和

所属 北海道大学病院呼吸器内科 職名 講師 氏名 鈴木 雅

所属 東北大学病院呼吸器内科 職名 講師 氏名 大河内 眞也

所属 福島県立医科大学付属病院呼吸器内科 職名 准教授 氏名 谷野 功典

所属 自治医科大学付属病院呼吸器内科 職名 准教授 氏名 中山 雅之

所属 獨協医科大学埼玉医療センター呼吸器内科 職名 教授 氏名 福島 康次

所属 金沢大学付属病院呼吸器内科 職名 助教 氏名 阿保 未来

所属 神戸市立医療センター中央市民病院呼吸器内科 職名 医長 氏名 中川 淳

所属 熊本大学病院呼吸器内科 職名 教授 氏名 坂上 拓郎

8. お問い合わせ先

本学の研究責任者：

住所：〒980-0873 仙台市青葉区星陵町1-1

東北大学病院講師 大河内 眞也

電話番号 022-717-7874

全体の研究代表者：

住所：〒951-8510 新潟市中央区旭町通1番町757

新潟大学大学院医歯学総合病院特任教授 中田 光

電話番号 025-227-2029

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合